

5. 「創意工夫」について(足場点検の評価)

組立作業者以外の有資格者による足場点検の加算について

作業主任者等が点検を実施した後、下記の2点を満足した場合「創意工夫」の「安全衛生関係」の項目「安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫」で評価します。

- 1) 当該足場の組立て作業を行った者以外で、下記のいずれかの資格を有する者であること。
 - ① 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法(以下「法」という)第19条2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者。
 - ② 法第81条に規定する労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築である者)や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等、法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者。
 - ③ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等、足場の点検に必要な専門知識の取得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど足場の安全点検について、上記①又は②に掲げるものと同等の知識・経験を有する者。
- 2) 義務づけられた組立時、変更時等の時期に適宜点検が行われ、チェックリストなどの記録が保存され、是正があった場合は措置記録が残されていること。